



株式会社船井財産コンサルティング高松

TEL : 087-834-0122 FAX : 087-862-0988 URL : <http://www.funai-t.co.jp/>

平成18年における死亡者の数は約108万人。その中で相続税の課税対象となった被相続人の数は約4万5千人。したがって現状の日本の税制において相続税課税対象者は約4.2%しかいないと言われています(国税庁レポートより)。これに対し、平成20年6月末日現在の税理士登録者数は約7万人です(日本税理士会連合会HPより)。平均すると、税理士一人当たりの年間相続税申告件数は1件を下回ります。そのため、1年のうちに一度も相続税を申告しない税理士が多いのが実情です。

そのため、**相続税の申告に慣れている税理士と、不慣れな税理士とでは納める税金が違ってくるのです!**

誤った相続税の計算をしていないか? また、多く払いすぎてしまった相続税はどうすればいいのか? 当社グループでは、支払いすぎた相続税を取り戻す「セカンドオピニオンサービス」を展開しています。

●どんな人が相続税の申告をする必要があるの?

被相続人から相続・遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した各人の課税価額の合計額が遺産に係る基礎控除額※を超える場合、その財産を取得した人は相続税を申告する必要があります。



(但し、小規模宅地の特例等を適用することにより課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額※以下となる場合には、申告をする必要がありません。)

※「遺産に係る基礎控除額」

$$=5,000 \text{ 万円} + (1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$$

相続税額速算表

法定相続分の各相続人の取得価格 (万円)

超	以下	相続税率	控除額
0	1,000	10%	0
1,000	3,000	15%	50
3,000	5,000	20%	200
5,000	10,000	30%	700
10,000	30,000	40%	1,700
30,000		50%	4,700

相続税が発生した場合には、実際に取得した財産の大きさに応じて、その取得金額の**10%~50%の税率**の相続税を支払わなければなりません。(左図参照)

●「セカンドオピニオンサービス」って?

「セカンドオピニオン」とは、元々医療の世界で使われていた言葉です。医療の世界では、主治医の治療や方針に不安がある、他の医師の意見も聞きたい場合に、別の医療機関を受診する「セカンドオピニオン」が浸透しています。最近では「セカンドオピニオン外来」を設けるなど積極的に受け入れる医療機関も多くなってきました。

当社グループの「セカンドオピニオンサービス」とは、相続税の申告について、**医療現場と同様のサービスをご提供**するものです。相続税の申告の際に行う財産評価には様々な特例があり、税制改正も多くあります。前述のとおり、税理士が相続税申告に不慣れな場合もあり、納税者にとって最良の申告ができていないことも多いのが現状です。当社のセカンドオピニオンサービスは相続税を払いすぎたのではないかと疑心暗鬼になっている方の不安を解消するサービスです。

※2008年7月現在の法令に基づき制作しています。詳しくは最寄りの税務署等にてご確認ください。

今後、税制改正等が行われた場合には、その限りではありません。

「嘆願」そのものに法的根拠はありません。

●「相続税」の還付請求手続きって?

相続税申告書の提出後に、計算誤りや、申告内容が異なっていたことがわかった場合、税金の過不足を正す方法は次のとおりです。(下図参照)

国税の税額是正手続

手続名	内容	原因	期限
修正申告	過少申告	課税価額・税額等の誤り	更生があるまで
			申告期限から1年
更生の請求	過大申告	後発的理由等	事象が生じた日の翌日から2又は4か月

●申告期限から1年を過ぎると手続きできないの?

もし、高い相続税を払ってしまった場合でも、取戻す方法があります。**相続税の申告期限から5年以内であれば、納めた税金が戻ってくる可能性があります!**(下図参照)

申告期限より	取戻機関	取戻方法
1年以内	税務署	更生の請求
1年超~5年以内	税務署	嘆願書提出により取戻せる可能性あり

当社の関連会社、みどり合同税理士法人は相続税申告専門の税理士を抱える**中四国唯一**の会計事務所です。当社グループでは相続税申告専門の税理士と一緒に相続税の「セカンドオピニオンサービス」を積極的に行っております。この「セカンドオピニオンサービス」は、成功報酬制となっており、税金が戻らない場合には報酬はいただきません。

◆別の会計事務所で、既に相続税申告を終えてしまっただが、納税額に不信感が消えない方

◆今、まさに相続税申告を進行中だが、担当税理士の対応に不備がある方

是非この機会に当社グループへご相談ください
(お問い合わせ先:087-834-0122)

